

## 剣道七段・六段審査会申込み者の受審会場変更および 剣道八段・七段・六段、申込み締切り後の取り返し返金について

標記の件につきまして、審査会における当日欠席者の中には、申込みをしたが、仕事等の都合でやむを得ず申込み場所で受審できない方がおります。

つきましては、本年11月の愛知県・東京都で実施されます剣道七段・六段審査会を受審される方について、下記により受審場所の変更が認められます。

なお、剣道八段・七段・六段審査会申込み締切り後の取り返し返金の申し出については下記の期日までといたします。

### 記

#### 変更を認める者

- 1 令和5年11月実施の剣道七段・六段審査会（愛知県・東京都）に申込みをしている者。
- 2 加盟団体事務局より書面またはFAXにより、七段の変更通知を10月28日（土）午後5時まで、六段の変更通知を10月29日（日）午後1時までに熊本県剣道連盟へ提出した者。

#### 返金受付期日

- 1 剣道七段・六段審査会（愛知県）申込み締切り後の返金の申し出受けは、11月2日（木）午後5時まで。
  - 2 剣道七段・六段審査会（東京都）申込み締切り後の返金の申し出受けは、11月8日（水）午後5時まで。
  - 3 剣道八段審査会申込み締切り後の返金の申し出受けは、11月14日（火）午後5時まで。
- ※ 上記（1・2・3）いずれも、必ず加盟団体事務局から書面またはFAXで返金申し出を熊本県剣道連盟へ提出した者。

※ 通常返金の申し出受けは、2週間前としてありますが、新型コロナウイルス感染症拡大の関係上、1週間前までの受けとなっておりますのでご留意願います。

#### その他

審査料は、手数料を差引いた金額を返金いたします。

以上